

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.129

2016.7.6

発行：平和憲法・9条をまもる

岩手の会 実務者会議

連絡先

県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

戦争が終わっていない沖縄の現状を伝え、平和につなげたい

いわて生協 三浦光弘

3月29日から3日間、全国の生協組合員・職員260人が参加した「沖縄戦跡・基地めぐり」に岩手から2名が参加しました。

初日のは大多数の反対を押し切って決定した、安全保障関連法施行の日でした。沖縄医療生協の平良宗潤理事の講演で、「一般市民は戦争を起こすことはできない。戦争を起こすことができるのは政府や権力者など力を持っている人だけ」という言葉が心に響きました。普天間基地を小高い丘から見下ろすと、街の中に基地があるのではなく、「基地の中に街がある」状態でした。



「平和の礎」の前で。今回参加した三浦さん（右上）

沖縄には天然の洞窟がたくさんあり、戦時中は日本軍の司令室や病院、防空壕になっていました。その中の糸数壕を見学。全長270mの内部で600人以上の負傷兵を30人程度で看ていたそうで、暗闇の中でうめき声やにおい、空腹に耐えていたことや、米軍が迫り退却を余儀なくされた際は重傷者は手榴弾や青酸カリを渡され置き去りにされたことを聞きました。洞窟の上から落ちてくる水滴が、亡くなった方々の涙にも感じました。

辺野古では、新基地は普天間基地の代替ではなく、弾薬搭載エリアや軍港機能を増強した新基地であること、周辺はジュゴンやウミガメ類など生物多様性に富んでいること、現在の沖縄は基地依存度が減り観光の経済効果が一番高いことなどを聞きました。この美しい海をコンクリートで埋めつくしてはいけなかったと思いました。

今を生きる私たちができることは、過去にあったこと、そして、今の沖縄の現状を伝え、二度と過ちをくりかえさないよう、戦争への道を閉ざすこと。「戦争を起こすのは人間、でも戦争を止めるができるのも人間」。子や孫たちに平和な未来を残せるよう、これからも平和について学び、伝え、広げる活動をつづけていきます。

6・12県民集会

市民でつくろう、新しい政治を！ 戦争法廃止をみんなで実現しよう！

6月12日、「市民でつくろう、新しい政治を！6・12岩手県民集会～戦争法廃止をみんなで実現しよう～」が岩手県公会堂大ホールで実行委員会主催で開催され、全県から600人が集まりました。

ミニ学習では、法政大学教授で市民連合・立憲デモクラシーの会共同代表の山口二郎氏が「市民がつくる新しい選挙－戦争法廃止と立憲主義回復のために」と題して講演。山口氏は参院選について「最大の争点は憲法改正。首相は今は引っ返めているが、参院選で万一勝ったら改憲路線は国民の支持を得たと言うに決まっている」「憲法を破壊し、国民生活を破壊する政権に反撃していかなければならない」と訴えました。その後、山口氏は野党統一候補の木戸口氏に市民連合の政策協定書を手渡しました。その後、木戸口氏と野党各党（民進、共産、社民、生活）が決意表明しました。



集会後はデモ行進し、「選挙に行こうよ」「戦争法は絶対廃止！」と市民にアピールしました。

今月の署名行動

今月は、11日（月）12：00～12：30「野村證券前」です。
参院選直後の月曜日です。新たな情勢のなかで声高く訴えていきましょう！

核兵器も戦争のない平和な世界を目指して 700人が県内一周800km!タスキと想いをつなぐ

岩手自治労連青年部など実行委員会では、今年も「県内一周反核マラソン」を開催し、6月7日、釜石市役



所を出発し、県北コース（岩泉・久慈・葛巻・滝沢など）県南コース（高田・一関・奥州・紫波など）と巡り、のべ700人が約800kmをタスキでつなぎ4日後の6月10日に盛岡市役所前に到着しました。

これは、1986年の国際平和年にスタートし『核兵器も戦争もない平和な世界』を願い取り組んで来たもので、東日本大震災からの復興や原発の安全神話崩壊に触れ、『東日本大震災からの一日も早い復興』『核に頼らない社会』を目指して、を共に掲げ元気にアピールしています。

安倍首相により集团的自衛権容認・9条改悪が進められる中で、反核平和を訴え沿道から声援（時にはスイカ）を貰いながら若者が走るこの取り組み、世界中の人々が平和と安心を感じられるその時まで、走り続けて行きたいと思っています。
(岩手自治労連 菊池)

コラム 中国に「必要な行動を取る」と、「海上自衛隊の出動」を示唆！恐ろしいことが！

先ごろ中国海軍のフリゲート艦が尖閣諸島の接続水域を航行したことを受けて、政府の外務事務次官が在日本中国大使を外務省に呼び出して「勝手な振る舞いは許さない。領海に侵入する事態があれば『必要な行動を取る』と抗議し、軍艦の即時退去を要求したとのことです（報道より）。これは防衛相の「海上警備行動の発令」であり、「海上自衛隊出動」を示唆するということです。

中国の行動にも「懸念」を示さざるを得ませんが、しっかりと見ていきます。

一つ目は、「尖閣諸島の領有権問題」は1972年の日中国交正常化交渉、1978年の日中友好条約締結交渉の両交渉の時から「棚上げ状態」とされ、その帰属は「未解決状態」となっている問題だということです（米国防務省キャンベル国務次官補の野田政権への助言）。「尖閣諸島」は「歴史的にも法的にも日本固有の領土である」という日本政府の主張に賛成できますが、中国政府との外交交渉により結論が得られていないので、依然としてその「帰属問題」は未解決であり、日本政府の主張であるにすぎないということです。ですから日本と中国との間には依然として「領土問題が存在する」ということになります。日本政府は「交渉の窓口は何時でも開けている」と言っているだけではなく、自らも急いで「外交交渉の開始」に乗り出していくことが求められていると思います。両国の間に「いざこざ」を存在させて（「北方領土」も「竹島」も同じ）、それを「自衛隊増強」の「隠れ蓑」にするのは日本国民にとっても良くないことだと思います。

二つ目は、「集团的自衛権行使など」の「安保法制」は依然として日本国憲法違反であり、依然として「成り立たない『解釈改憲』」であるということでもあります。思い出しましょう。

安倍首相はここにおいても「お友達」を内閣法制局長官に据えて、この「解釈改憲」と「安保法制」の成立・強行を行いました。このとき、元最高裁裁判官たちが堂々とマスコミの前に出て「この法案は違憲である」との発言には感動しました。それまでの内閣法制局は日本国憲法や最高裁判所をしっかりと研究して内閣に助言をして来たものでした。ですから最高裁判所は内閣のすることに違憲立法審査権をほとんど発動することはありませんでした。

この「安保法制」に基づき「海上自衛隊が出動」すれば、このコラムで前回指摘したようにこれは「アベノ・ミリタリー」「軍事外交」であり、「自衛だ」「生命線だ」と言って国際問題を軍事で解決しようと「戦争」を繰り返していた戦前の日本に逆戻りすることになると思います。また、この「アベノ・ミリタリー」はナチスの「授權法」をさえ上回ると言われています。

日本国民の「幸せ」と「平和」のために、政府の行為による「戦争の惨禍」の繰り返しは絶対に許されないと（日本国憲法前文）。

(T)